

桜井市地域ブランド認定審査基準 イメージ

1. 認定に係る統一基準

桜井の資源特性を生かし、「桜井らしさ」の個性と魅力をもった産品を（仮称）「大和さくらいブランド」として認定するため、次の要件を共通基準とする。

①独自性・優位性

・桜井市周辺地域で生産された原材料でなければならない、または桜井市周辺地域で生産された原材料にこだわって使用しているものである。

・魅力あるネーミング、パッケージデザイン等により、流通・販売段階での優位性の確保に積極的に努めている。

②伝統的技法・製法

・桜井市周辺地域に昔から伝わる特徴的な製法・技法を受け継いで製造しているものである。

③品質

・安全性の高い原材料を使用している。

・品質管理・衛生管理・クレーム処理の体制が整っている。

④物語性

・桜井市周辺地域にちなんだ伝承や物語性を持っている。

⑤市場性・将来性

・市場の動向に応じたマーケティング戦略を持ち、具体的な取り組みを行なっている。

・将来にわたり、継続的かつ安定的な生産・販売が見込まれるとともに、その拡大が期待できる。

*認定については、原則として上記項目の要件を満たしているかどうかを数値化して採点し、合計得点によって決定する。

*桜井市周辺地域とは、桜井市内を原則とし、産品の特性によっては奈良県内を範囲内とする。

*産品には、加工食品をはじめ、農産物、工芸品およびサービスなどを含むものとする。

2. 個別産品に係る基準

1の共通基準に加え、産品の種別によっては、その特性に応じた個別の基準を定めることができる。個別産品に係る基準については、桜井市地域ブランド認定推進委員会が必要に応じて定めるものとする。